

農林業災害対策資金利子補給金【拡充】



農林振興部農業政策課
☎22-1135

新型コロナウイルス感染症による影響・被害に
『米価下落』
が追加されました。

◆農林業災害対策資金利子補給金とは

新型コロナウイルス感染症により、農林業経営に影響を受けた個人・法人等が、「農林業災害対策資金」の融資を受けた場合の利子の一部を補給するものです。

◆対象となる方は

新型コロナウイルス感染症により、農林業経営に影響を受けた市内に住所を有する個人及び法人等。

◆貸付限度額は

600万円（農林業所得が総所得の過半に満たない場合300万円）

◆償還期間は

個人で150万円を超える融資を受けた場合は7年以内、その他は5年以内。（いずれも、据置期間1年以内）

◆利子補給内容は

基準金利1.50%のうち1.25%を宮城県と市が補給します。（JAから融資を受けた場合は、借入者負担分の0.25%をJAが負担することから実質無利子で融資を受けられます。）

◆申し込み方法は

新型コロナウイルス感染症による被害状況を記載した被害認定書を市に提出し、市の被害認定を受けた後に、金融機関での申し込み手続きを令和4年3月15日まで行うことが必要です。

- ※1 被害認定書は、市Webサイト、市農業政策課または各総合支所で配布
- ※2 被害認定書の提出先は、市農業政策課

◆取扱金融機関は

農業協同組合、銀行、信用金庫、信用組合

2. 申請期限の延長

『新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金』の申請期限が延長されました。



市民生活部社会福祉課
☎22-1340

支援制度名称	変更前	変更後
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	令和3年11月30日まで	<u>令和4年3月31日まで</u>

※支給対象者と見込まれた方へは、個別に通知します。

『生活福祉資金（緊急小口資金）貸付制度』及び『生活福祉資金（総合支援資金）貸付制度』の申請期限が延長されました。



栗原市社会福祉協議会事務局
☎23-8070
(栗原市築館薬師三丁目6-2)

支援制度名称	変更前	変更後
生活福祉資金（緊急小口資金）貸付制度【特例貸付】	令和3年11月30日まで	<u>令和4年3月31日まで</u>
生活福祉資金（総合支援資金・初回貸付）貸付制度【特例貸付】		
生活福祉資金（総合支援資金・再貸付）貸付制度【特例貸付】	令和3年11月30日まで	<u>令和3年12月31日まで</u>